諮問第５９号

「Ｒ４及びＲ５　請求者本人（家族含む）によるパワハラ相談、対応に関する全ての情報　請求者本人による公務災害申請に関する全ての情報」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求

群馬県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

別表に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表（い）欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　諮問事案の概要

１　保有個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第１項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和６年１月９日付けで、「Ｒ４及びＲ５　請求者本人（家族含む）によるパワハラ相談、対応に関する全ての情報　請求者本人による公務災害申請に関する全ての情報」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　開示決定期間の延長

実施機関は、令和６年１月２２日付けで本件開示請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求に係る保有個人情報の特定や開示・不開示の審査など開示決定等に係る事務に時間を要するため

３　実施機関の決定

実施機関は、令和６年２月２２日に、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有個人情報の一部を開示しない理由を別表（あ）欄のとおり付して請求人に通知した。

４　審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、令和６年５月２０日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

５　弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の規定に基づき、令和６年６月２８日付けで弁明書を作成し、その

副本を請求人に送付した。

6　反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の規定に基づき、令和６年１１月２９日付けで、本件審査請求に係る反論書を作成し、実施機関に提出した。

7　諮問

実施機関は、法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、令和６年１２月１０日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第３　当事者の主張

1　請求人の主張要旨

（１）審査請求の趣旨

「不開示部分を取り消す」「文書が特定されていないため、改めて特定し開示する」との裁決を求める。

（２）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

ア　法第７８条第１項第７号の該当性について

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると記載されているが、そのおそれは全く当たらないどころか、請求人の今後の円滑な業務遂行に必須な内容である。

イ　文書の特定について

公文書のなかで特定できるにもかかわらず、意図的に特定せず不開示にしたことが判明した。人事課の業務遂行の記録について、速やかに文書を特定し開示すべきである。

2　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明によると、おおむね以下のとおりである。

（１）保有個人情報の特定について

本件開示請求の「開示を請求する保有個人情報」欄には、「Ｒ４及びＲ５請求者本人（家族含む）によるパワハラ相談、対応に関する全ての情報　請求

者本人による公務災害申請に関する全ての情報」と記載されている。

したがって、請求者からの相談、対応等が記載された文書を特定した。

（２）法第７８条第１項第７号の該当性について

不開示情報に該当する部分については、法第７８条第１項第７号に掲げる人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれに該当するため、不開示としている。

ハラスメント相談への対応は人事管理における重要な課題として位置づけており、相談に係る事案調査等は、行為者とされる者、第三者等の協力の上で実施している。相談対応の指針である「ハラスメント相談窓口設置指針（以下「指針」という。）」においては、「（３）不利益取扱い禁止、プライバシー保護」として「関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取扱いは行わない。」と規定している。そのため聴取内容、調査結果等を開示することになった場合、同指針に反することとなり、関係者の調査への協力が得られなくなる可能性があり、今後ハラスメント相談に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、事案に関連した聴取内容、調査結果等については不開示と判断した。

（３）文書の特定について

請求人は、処分庁が保有する個人情報を開示していない旨主張するが、開示している公文書以外に処分庁が作成又は取得する必要はなく、保有していない。

また、請求人が主張する事実関係については存在せず、当該事実に係る公文書についても作成又は取得していないため、保有していない。

第４　審議会の判断

１　本件開示請求について

本件開示請求に係る個人情報は、「Ｒ４及びＲ５　請求者本人（家族含む）によるパワハラ相談、対応に関する全ての情報　請求者本人による公務災害申請に関する全ての情報」に記録された個人情報である。実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を請求人からの相談、対応等が記載された文書及び公務災害申請に関する文書と特定した上で、別表のとおりその一部を法第７８条第１項第７号に該当するとして、不開示とする本件処分を行った。

これに対し、請求人は不開示部分の開示を求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、別表に掲げる各文書の記載内容を実際に確認した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

また、請求人は「公文書のなかで特定できるにも関らず、意図的に特定せず不開示にした」と主張している。一方、実施機関は、開示している公文書以外に処分庁が作成し、又は取得する必要はなく、保有していないとしており、また、請求人が主張する事実関係については存在せず、当該事実に係る公文書についても作成し、又は取得していないため、保有していないと主張している。

公文書の存否の判断について主張が異なるため、本件開示請求に係る公文書が、開示している公文書以外に実施機関において存在するか否か検討することとする。

2　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、行為者とされる者、第三者等の協力の上で実施した、相談に係る事案調査等による聴取内容、聴取結果が記載されている。それらを開示することとした場合、指針に反することとなり、結果として調査制度そのものの信頼性が損なわれ、同種の事案における関係者の調査への協力が得られなくなるなど、今後のハラスメント相談に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ただし、別表（い）欄に掲げる部分については、既に請求人に対して開示されている内容と同一内容であること、また、請求人自身が提出した資料からの引用であるなど請求人において既知の情報等が記載されており、不開示とすることにより、人事管理に関する事務に係る情報としての秘匿性を維持する必要性は認められない。そのため、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

したがって、本件処分における不開示部分のうち、別表（い）欄に掲げる部分については、法第７８条第１項第７号に該当せず、開示すべきである。

3　公文書の特定について

本件開示請求書の記載内容から実施機関において、本件開示請求に係る個人情報を請求者からの相談、対応等が記載された文書及び公務災害申請に関する文書と特定したことに不自然、不合理な点は認められない。

実施機関は、開示している公文書以外に処分庁が作成し、又は取得する必要はなく、保有していない、また、請求人が主張する事実関係については存在せず、当該事実に係る公文書についても作成又は取得していないため、保有していないと説明しているところ、指針並びに開示されている各公文書及び別表に掲げる各公文書の記載内容に照らすと、その説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件開示請求に係る公文書は、開示している公文書以外に保有

していないとした実施機関の判断は、妥当である。

４　結論

以上のことから、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

第５　審議の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年　　月　　日	内　　容
令和　６年１２月１０日	諮問
令和　７年１１月１７日 （第１０８回審議会）	審議（本件事案の概要説明）
令和　７年１２月１５日 （第１０９回審議会）	審議（諮問庁の口頭説明）
令和　８年　３月１７日 （第１１２回審議会）	審議
令和　８年１０月　１日 （第１１３回審議会）	審議
令和　８年１１月　９日	答申

別表

文書名	通番	不開示部分	該当法令	開示しない理由（あ）	開示する部分（い）
ハラスメント相談概要	1	報告内容等	法第７８条第１項第７号	開示することにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	
事実関係の確認（聴取結果記録）	2	聴取内容等			・「（１）〇〇の申し立て内容について」の項目 ・記号（原文では図形）以下請求人自身が人事課相談において提出した資料から引用している部分
協議資料	3	協議事項等			・「（１）相談経過」の項目及び表部分 ・「結論」及び「上記、事実確認の結果から、〇〇は認められない。」の記載
相談者への伝達結果及び記録	4	記録内容等			「結果について伝達」の記載
所属への伝達内容	5	伝達内容等			・〇〇の出席者名 ・「結果について伝達」の記載
人事委員会からの照会に対する回答	6	回答内容等			